玉 [有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

玉 有林 野 の管理経営に関する法律 \mathcal{O} 部改 正

第

樹 木 採 取 権 \mathcal{O} 設 定

農林水産大臣 は、 民間事業者に二の一の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利 以

下 樹木採取権」 という。)を設定することができるものとすること。

樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽された樹木を含まな

1 ŧ のとすること。 (__)

(一の樹木には、

 (\equiv) 農林水産大臣は、 樹木採品 取権 の設定に際 当該設定を受けた者 (以 下 「樹木採取権者」 という。

か たら権 利設定料を徴収するものとすること。

(第八条の五関係)

樹木採取区の指 定

(-)農林水産大臣は、 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、 樹木の採取に適する相当規模 \mathcal{O}

森林資 源 が 存在する る 一 寸 \mathcal{O} 玉 有 林 野の 区域であって、 当該区 域の所在 する地域に お V て国 有 林 野 事 業

及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の 振興に寄与すると認め られるも <u>0</u> であ

ることその他の基準に該当するものを樹木採取区として指定することができるものとすること。

(__) 農林水産大臣は、 ()による指定をしたときは、 遅滞なく、 当該樹木採取区を表示する図面と併せて

これらを公示しなければならないものとすること。

(第八条の六関係

三公募

農林水産大臣は、二の一による指定をしたときは、 樹木採取区の所在地及び面積、 樹木採取権の存続

期間 権利設定料の額等をあらかじめ公表して、 樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募す

るものとすること。

(第八条の七関係)

四 設定の申請

() 二の()により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、 農林

水産大臣にその旨を申請しなければならないものとすること。

(__) らかにするために必要な事項、 ()の申請をしようとする者は、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明 樹木料 (樹木採取区にお いて採取され る樹木の対価をいう。 以下同じ

の算定の基礎となる額 (以 下 「申請額」という。)、 木材の安定供給の 確保に関する特別措 置法

平 成八年法律第四十七号) 第四条第一項に規定する木材利用事業者等及び木材製品利用事 業者等

以下 木 材の 需要者」 という。) との 連携による木材 の安定的 な取り 引 関 係 \mathcal{O} 確 <u>\frac{1}{1}</u> に関する事 項等を記

載 L た 申 請 書を農林 水 (産大臣) に · 提 出 し なけ れ ば ならな 1 ものとすること。

(三) (-)の申 請をしようとする者が 木 材の安定供 給 \mathcal{O} 確保 に関す る特別措 置法に基づい て木材の需 要者と

共同 して作成した木材の安定的な取引関係 の確立を図る事業 (以下「木材安定供給確 保事 業 とい う

に関する計 画 (以 下 「事業計画」という。) について認定を受けた者である場合であって、 当

認定に係 ぶる事業は 計 画 の写しを提出 したときは、二の申請書について、 木材の 需要者との連携に よる木

材 \mathcal{O} 安定: 的 な取 引関 係 \mathcal{O} 確 <u>寸</u> 一に関 はする事 項 の記載を省略することができるものとすること。

(第八条の八及び第八条の 九関係)

(-)農林 水産大臣は、 兀 の一の申請をした者 (以下「申請者」という。) が、 森林の経営管理を効率的

五.

選定

カン つ安定的に行う能力等を有すると認められること、 その申 請額が農林 水産大臣 が 樹 木採取 区ごとに

定め る樹 木 料 \mathcal{O} 算定 の基礎となるべき額以上であること、 木材 の需要者との 連携によ ŋ 木材 の安定的

該

な取引関係を確立することが確実と認められること等の基準に適合しているかどうかを審査しなけれ

ばならないものとすること。

(__) 農林水産大臣 は、一により審査した結果、 申請者が一の基準に適合していると認められるときは、

申 · 請 額、 事 業の実施体 制、 樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘

案して、 その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、 樹木採取権 の設定を

受ける者を選定するものとすること。

(第八条の十関係)

六 欠格事由

玉 有 林 野 の管理経営に関する法律又は森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) に規定する罪を犯

Ļ 刑に処せられ、 その執行を終わ り、 又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しな

い者、 樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者、 十分な社会的信用を有して

1 ない者等は、三の公募に応じることができないものとすること。

(第八条の十一関係)

七 樹木採取権の設定を受ける者の決定等

農林水産大臣は、 五の二により選定した者に対し、 その申請に係る樹木採取権の設定をするものと

すること。

(二) 農林水産大臣は、 一の設定をしようとするときは、 関係都道府県知事に協議しなければならない ŧ

のとすること。

(三) 農林水産大臣は、 ()の設定を受けた者に対し、 その申請に係る権利設定料について、 納付期限を定

めて、 その納付を命ずるものとすること。

(第八条の十二関係)

八 事業の開始の義務

樹 || || || || || 権者は、 農林水産大臣が指定する期間内に、 事業を開始しなければならないものとすること。

(第八条の十三関係

樹木採取権実施契約

九

(-)樹木採取権者は、 事業を開始する前に、 農林水産大臣と、施業の計画、 樹木料の算定及び納付に関

する事項、 木材の需要者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、 事業 の継 続が

困難となった場合における措置に関する事項等をその内容に含む契約 (以 下 「樹木採取権実施契約」

という。)を締結しなければならないものとすること。

(__) 木材 る基準 に 即 樹木採 するものでなけ \mathcal{O} 持 並 続 取権実施契約の内容については、 び 的 に樹 か 木採 0 計 れば 画 取 的 区 な供 ならないものとすること。 \mathcal{O} 所 給 在 す \mathcal{O} 観点か る国 有 ら農林水産大 林 (一の施業の計画が、 野 に係る る地 域管理 臣が 樹木採取区ごとに定める樹木 **泛経営計** 国有林野の公益的機能 画 に 適合し、 また、 の維持増進 申請 $\dot{\mathcal{O}}$ 採 書 取 に \mathcal{O} 及び 内 関 容 す

(三) 樹 木採取権実施契約は、 五年ごとに、 五年を一期として締結しなければならないものとすること。

(四) 樹 木採 , 取権者 3 は、 樹木採取権 実施契約に基づき、 あらかじめ国に樹木料を納付しなければ、 樹木採

取区における樹木を採取してはならないものとすること。

(第八条の十四関係)

十 樹木採取権の性質等

(-)樹 木採 取 権 は 物 権とみなし、 不動 産に関する規定を準用するものとすること。

樹 木採 取権は、 法人の合併その他の 般承継、 譲渡、 滞納 処分、 強制 執行、 仮差押え及び仮処分並

び に抵当権 の目的となるほ か、 権 利 \mathcal{O} 目的となることができないものとすること。

(三) (四) 樹 樹 ||木採| 木 採 取 取 権 権 \mathcal{O} は、 移転 分割 (法人の合併その Ļ 又は併合することができないものとすること。 他 の 一 般承継によるものを除く。) をしようとするときは、

当

該樹木採取権の移転を受けようとする者は、 農林水産大臣に申請して、 その許可を受けなければなら

ないものとすること。

(五) 農林水産大臣は、四の申請をした者が五の一の基準に適合し、 かつ、 六の者に該当しないこと等の

基準 に適合していると認めるときでなければ、 その申請を許可してはならないものとすること。

(六) 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、 その抵当権者の同意がなければ、これを放

棄することができないものとすること。

(七) 法人の合併その他 の 一 般承継 によって樹木採取権を取得した者は、

届 出をした者が 五 の (一) 0 基準 に 適合し、 か つ、六の者に該当しないこと等の基準に適合しな · と認、

るときは、 農林・ 水産大臣 は、 定の期間内に樹木採取権を譲渡すべき旨をその者に通知しなけ ればな

らないものとすること。

(第八条の十五から第八条の十八まで関係)

十一 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の存続期間は、五十年以内とするものとすること。

(第八条の十九関係)

8

農林水産大臣に届出をし、

その

樹木採取権及びこれを目的とする抵当権の設定、 変更、 移転、 消滅及び処分の制限については、 樹木

採取 権 登録 簿に登録するものとし、 当該登録 は、 登記に代わるものとすること。 (第八条の二十関係

十三
 指示等

農林水産大臣は、 事業の 適正を期するため、 樹木採取権者に対して、 その業務若しくは経理の状況に

関し報告を求め、 実地について調査し、 又は必要な指示をすることができるものとすること。

(第八条の二十一関係)

十四 樹木採取権の取消し等

農林・ 水 産 大臣 は 樹 木 採 取 権 者 が 偽りその他 | 不正 の方法により樹 木採取権者となったとき、 事業を実

施できなかったとき、 若しくはこれを実施できないことが明らかとなったとき、 九 の (二) の 樹木 Ď 採取に

関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められ た事 項に

つい て重大な違反があったとき等に該当するとき又は公益上やむを得ない 必要が生じたときは、 樹 木採

取権を取り消すことができるものとすること。

(第八条の二十二関係)

十五 樹木採取権者に対する補償

国は、 公益上やむを得ない必要が生じたことによる樹木採取権の取消し等によって損失を受けた樹木

採取権者又は樹木採取 権者であ った者に対して、 通常生ずべき損失を補償しなければならない ŧ 0 とす

ること。

(第八条の二十三関係

十六 採取跡地の植栽

農林水産大臣は、 樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図

るため、 当該 取区に係る樹木採取権者に対し、 当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申

し入れるものとすること。

(第八条の二十五関係)

第二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

一 目的の追加

木材の安定供給 の確保に関する特別措置法の目的として、 木材の利用の促進を図る措置を講ずること

を追加するものとすること。

(第一条関係)

二 事業計画の認定を受けることができる者の拡大

事業 計 画 の認定を受けることができる者として、 森林経営管理法 (平成三十年法律第三十五号) に基 第三

づいて公表されている民間事業者等及び木材を原材料とする製品を利用する事業を行う者等を追加する

ものとすること。

第四]条関] 係

三 独立行 政法人農林漁業信用基金 一の業務 \mathcal{O} 追加

独立行政法 人農林漁業信用基金 (以 下 「信用基金」という。)は、 森林所有者等及び木材の需要者が

共同 して作成し、 都道府県知事等の認定を受けた事業計画に係る木材安定供給確保事業に必要な資金の

供給を円滑にすることを目的として、 資金の貸付け及び債務の保証を行うものとすること。

(第十六条関係)

匹 玉 有林 野 の管理経営に 関 する法律との 関係

森林所有者等が第一の一の一の樹木採取権 の設定を受けた場合において、 農林水産省令で定める期間

内に当該森林所有者等及び第一の四の二の申請書に記載された木材の需要者から都道府県知事等に申 請

が あったときは、これらの者を事業計画の認定を受けた者と、 当該申請書を当該認定に係る事業計 画と

みなすものとすること。

(第二十四条関係)

独立行政法人農林漁業信用基金法 の 一 部改正

信用基金の業務として、第二の三の業務を追加するものとすること。 (第十二条第一項関係)

第四 施行期 日等

政府

は、

この法律

この法律は、 平成三十二年四 月一 日から施行するものとすること。

、附則第一 条関係

(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、 新法の規定について検

の施行後五年を目途として、第一による改正後の国有林野

の管理経営に関する法律

討を加え、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

三

関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第四条から第九条まで関係)

(附則第三条関係)

- 11 -